

商品力・販売力強化支援事業実施要領

第1 目的

地域の農林水産物の特色を活かした魅力的な商品の開発や販路開拓等の6次産業化の取組を支援し、農林漁業者の所得向上を図る。

第2 事業の種類

この事業は、次に掲げるメニューで構成する。

1 重点分野タイプ

米、しいたけ若しくはさつまいもを活用した取組又は一次加工（カット、ペースト、皮むき、冷凍等）を行う取組

2 異業種連携タイプ

農林漁業者及び他業種の事業者をもって構成する連携体（以下「異業種連携体」という。）による取組

第3 事業実施主体

秋田県内に住所を有し、又は事業所を有する者であって、次に掲げるいずれかに該当し、県産農林水産物を活用した商品の開発・販売、サービスの提供に取り組む者とする。

1 農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、農業協同組合等

2 異業種連携体及び当該連携体を構成する食品加工業者、販売業者等

第4 対象となる取組の要件

県産農林水産物を活用した商品の開発・販売、サービスの提供に当たっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1 県産農林水産物の特色を活かした商品開発・販路開拓等の取組であること。

2 事業実施年度の3月末までに事業完了が確実と見込まれること。

3 事業実施後3年目の対象商品等の販売額が100万円以上となる計画を有すること。

4 他の公的助成事業における対象経費と重複しないこと。

第5 事業内容及び補助対象経費

本事業の事業内容、補助対象経費及び補助金の額は別表1のとおりとする。

第6 支援プログラム

事業実施主体は、次に掲げる支援プログラムに全て参加すること。

1 商品開発等に当たっては、県が派遣する専門家からのアドバイスを受けること。

2 県が主催する商品開発や改良に関するノウハウ等の習得を目的とした集合研修や交流会に参加すること。

3 開発した商品等については、知事が別に定めるコンテスト等に出品すること。

第7 事業実施の手続

1 申請

事業の採択を受けようとする事業実施主体（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号及び第2号により、別に定める期日内に知事に申請するものとする。

2 審査・選定

(1) 前項の申請があった場合、知事は、別に定める審査会に審査を付託するものとする。

(2) 審査会は、別表2で定める基準に基づき審査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

(3) 申請者は、円滑な審査の実施に協力しなければならない。

3 承認

(1) 知事は、前項の審査会からの報告を踏まえ、第3及び第4に掲げる要件に適合すると認めるときは、事業実施計画を承認し、別記様式第3号により申請者に通知するものとする。

(2) 知事は、審査の結果、第3及び第4に掲げる要件に適合しないと認めるときは、別記様式第4号により申請者に不採択の理由を通知するものとする。

4 事業実施計画の変更

事業実施主体は、前項で承認された事業実施計画を次の各号のいずれかの理由により変更する場合は、あらかじめ、別記様式第1号及び第2号を知事に提出し、変更の承認を受けなければならない。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 事業に要する経費の30%を超える増減

第8 補助金の取扱い

1 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部農業経済課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるとおりとする。

2 事業実施後に、事業採択要件等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

第9 報告

1 実績報告

(1) 事業実施主体は、事業完了後、交付要綱に基づく補助事業等実績報告書に別記様式第2号（実績の内容を記載したもの）を付して知事に提出しなければならない。

(2) 知事は、前号の規定にかかわらず、必要があると認められる場合、事業実施主体に対して当該事業に関する報告等を求めることができる。

2 事業実施状況報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度を含めて4年間、別記様式第5号及び第6号により、当該年度の翌年度の5月末日までに知事に報告するものとする。
- (2) 知事は、前号の内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うものとする。

第10 成果の公開

県は、第9の規定に基づく報告があった事業の成果について、事業実施主体の承諾を得た上で公開できるものとする。

第11 推進指導体制

県は、関係市町村、関係農業団体等と連携し、事業実施計画の策定指導を行うとともに、事業の実施に当たっては、実施状況を把握し、事業の円滑な推進指導を行うものとする。また、事業実施後は、目標達成に向けた取組について指導するものとする。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月22日から施行する。

別表 1 (第 5 関係)

事業内容及び補助対象経費

事業内容	補助対象経費	補助金の額
1 商品・サービスの開発・改良 ・試作品の製造やサービスの実証 ・パッケージデザイン等の開発 ・成分分析等の検査 ・市場調査・研究 ・その他必要と認められるもの	謝金、旅費、リース料、 試作費、原材料費、委託 費、検査・試験・分析費、 共同研究費、知的財産権 等取得費、会場使用料、 通信運搬費、消耗品費等	予算の範囲内にお いて、補助対象経費 (消費税及び地方 消費税を除く)の 2 分の 1 に相当する 額 (上限 100 万円)
2 販路開拓・販売促進 ・展示会等への出展 ・商品紹介資料や販促物の作成 ・その他必要と認められるもの	謝金、旅費、出展料、リ ース料、通信運搬費、消 耗品費等	とし、千円未満の端 数が生じたときは、 これを切り捨てた 額とする。

別表 2 (第 7 の 2 の (2) 関係)

審査基準

区分	項目
市場性・優位性	商品・サービスのコンセプトに納得感があるか。
	ターゲットとなる顧客像が具体的にイメージされているか。
	競合商品・サービスに対して独自の強みや差別化が明確か。
	事前の市場調査等に基づき、顧客ニーズを捉えているか。
事業内容	事業内容に一貫性と説得力があるか。
	経費支出は事業内容に合致しているか。
	事業完了までのスケジュールは現実的で実効性が高いか。
推進体制	原材料の調達や生産・販売などの体制が整っているか。
成果目標	成果目標の設定は論理的で、達成に向けた道筋が見えているか。
事業効果	農林漁業者の所得向上につながる取組となっているか。